第１３５２回　京都市教育委員会会議　会議録

１　日　時　平成２８年４月７日　木曜日
　　開会　１０時００分　　閉会　１２時００分

２　場　所　京都市役所内　教育委員室

３　出 席 者　教　育　長　在田　正秀
　　委　員　秋道　智彌
　　委　員　鈴木　晶子
　　委　員　星川　茂一
　　委　員　髙乗　秀明

４　欠 席 者　委　員　奥野　史子

５　傍 聴 者　０人

６　議事の概要

（１）　開会

１０時００分，教育長が開会を宣告。

（２）　前会会議録の承認

第１３５１回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

（３）　議事の概要

ア　議事

議案２件，報告４件

イ　非公開の承認

報告３件については，人事に関する案件及び関係機関と協議等を必要とする案件であり，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ　報告事項

報告　「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン」後期実施計画の策定について

（事務局説明　樫木　総務課担当課長，嶋本　総務課課長補佐，小泉　総務課計理係長）

京都市の基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン」の後半期に取り組む具体的事業等を示す「後期実施計画」について，昨年１１月に「中間とりまとめ」段階で一度御報告させていただいた。

その後，約１カ月間のパブリックコメントを実施するとともに，平成２８年度予算の編成作業や，市会での議論を経て，さらに２月の京都市長選挙において門川市長が示された１３３の公約を全て盛り込むかたちで，３月末に計画を策定している。

後期実施計画の位置づけについては，京都市の基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン」に定めた「１１の重点戦略」と「行政経営の大綱」に基づき，「京プラン」計画期間の後半期である，平成２８年度から平成３２年度までに取り組むべき，具体的な事業等を記載したものである。

それではまず，「政策編」に記載された教育委員会所管事業のうち，１１月の御報告以降にパブリックコメント等を踏まえて変更した点を中心に御説明申し上げる。なお，政策編記載の各事業については，「政策編・年次計画」において，事業概要や年次計画，指標と目標値等が定められており，こちらも併せて公表されている。

「未来の担い手育成戦略」のうち柱２の④「学校での学びを地域・社会の課題解決につなげ，子どもの社会参画の力や政治的教養を育む教育の推進」を新規事業として追加した。これは，パブリックコメントで「選挙権年齢の引き下げを踏まえ，政治的教養を育む教育の充実に積極的に取り組むべき」という趣旨の御意見を複数いただいたことを反映したもの。全ての小・中・高等学校において，昨年度末に本市独自に策定した「政治的教養を育む教育学習指導案集」を積極的に活用し，政治的教養を育む実践的な授業を進めていく。

次に，「子どもを共に育む戦略」の重点プロジェクトのうち，「５　保幼小中高を見通したきめ細かな支援による，すべての子どもたちの可能性を最大限引き出す教育環境の充実」のうち，まずいわゆる学力向上施策，確かな学力の定着のための施策でございます。中学校で放課後の補習を行う「未来スタディ・サポート教室」については，平成２７年度３１の中学校区で実施したところですが，門川市長の公約に「全中学校区での実施」が掲げられたことを踏まえ，後期計画においても取組名を具体的に明記し，全校実施を目指してまいります。

次に，小中一貫教育についても，公約を踏まえ，「校区の状況に応じた」という文言を追記した。国の制度である義務教育学校への移行等も見据え，本市の「小中一貫教育ガイドライン」に基づいて，各中学校区の状況に応じた小中一貫教育を一層進めてまいる。

次に，スクールカウンセラー（以下，SC）・スクールソーシャルワーカー（以下，SSW）の活用による不登校支援等についても，公約において「ＳＣの相談体制を拡充すること」及び「ＳＳＷを全中学校区に配置すること」が掲げられたことを踏まえ，後期実施計画においても，既に全校配置が完了しているＳＣについては配置時間の拡充を，平成２７年度２３校に配置していたＳＳＷについては全中学校区に配置することを目指してまいる。

次に，柱１の⑬，子どもの読書活動の推進に関する施策を掲げていた部分に，昨年度の総合教育会議でも幼稚園のＰＴＡの方からお話があった「ブックスタート事業」を新たに実施することを追記した。

この事業は，保健福祉局が所管することとなるが，絵本やおすすめ絵本の紹介リーフレットを手さげ袋に入れた本市オリジナルの「読み聞かせスタートパック」を，８か月検診の際に贈呈していく予定である。

次に，柱２の③，既に全小学校への設置が完了している学校運営協議会について，中学校における設置拡大を目指すことを示していたが，開かれた学校づくりの更なる推進に向け，門川市長の公約も踏まえ，クラス名簿の作成や子どもの地域活動への参加などをはじめとする「絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実」を追記している。

次に，柱３の⑤，「学校・地域・保護者・関係機関等との連携による薬物乱用防止教育の推進」を新たに追加した。これは，昨年１０月以降，本市において青少年の大麻所持・使用疑い等の事案が相次いで発生したことを重く受け止めるとともに，パブリックコメントにおいても薬物乱用防止対策を求める声をいただいたことを踏まえ，子どもたちの薬物乱用防止に徹底して取り組んでいくことを示したもの。取組の一つとして，京都府警の警察職員や学校薬剤師が講師を務める薬物乱用防止教室について既に全中学校・高校で実施しているが，今後，小学校においても全校実施を目指して取組を進めていく。

⑥の規範意識を育む取組についても，門川市長の公約を踏まえ，規範意識を育むため，子ども同士の絆づくりや家族との絆づくりなどに取り組むことを明記した。

最後に，「真のワーク・ライフ・バランス戦略」の柱２の③，図書館の利便性向上について，同じく門川市長の公約を踏まえ，「図書の充実」と「駅等での返却システムの構築」について追記している。「政策編」については以上である。

続いて，改革編である「行政経営の大綱」について御説明するが，まずは「行政経営の大綱」を御説明する前に，その前提となる本市の財政の現状と持続可能な財政運営の確立に向けた今後の取組について説明させていただく。

毎年度の予算編成による目標も前期と同様の４つの分野ごとに設定され，平成３２年度までに　①総人件費の削減として職員数を 800 人以上削減するなど，一般会計人件費を 170 億円以上削減，②実質市債残高の縮減として，一般会計の実質市債残高を，平成 22 年度末（9,817 億円）から 900 億円（９％）以上縮減，③事業見直し等による

財源確保として毎年 40 億円の財源を捻出，④資産有効活用等による財源確保幅広く保有資産の有効活用を図り，本計画期間中，20～30 億円/年を確保，という具体的な数字目標が掲げられている。２９年度以降については毎年 200 億円を超える財源不足が生じる見込みとなっており，依然として大変厳しい状況が継続すると見込まれており，この状況を打開していくための様々な取組が改革編に記載されている。

それでは改革編の内容についてだが，１１月の御説明以降の教育委員会関係部分の主な変更点として，３点御説明申し上げる。

基本方針１のうち「市政参加の推進」について記載された部分について，（１）の３つ目の項目に，「子ども，大学生など若い世代の市政への参加の推進」がある。中間とりまとめ段階では，主に大学生を想定した記載としていたが，選挙権年齢の引き下げによる政治的教養を育む教育の必要性の高まり等を踏まえ，「子どもも含めた，若い世代がより市政に参加しやすい工夫の推進」という記載としている。

次に，基本方針３のうち「人件費分野における取組」について記載された部分について，「（１）部門別定員管理計画の推進による職員数の更なる適正化」について，中間とりまとめ段階でも項目として記載はあったが，今回の最終版では，より詳細な現状と，削減目標についての記載が追加されている。後期実施計画の期間中に取り組む削減目標については，教育部門で平成２７年４月時点で１，５８９人の職員がいるところ，平成３２年度末までに１００人削減することを目標としている。これは，東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ，ＩＣＯＭ京都大会等に向けた体制整備や教職員給与費の移譲に伴う体制整備のために人員を拡充することと，管理用務員・給食調理員の嘱託化や，幼稚園・高校の教職員及び事務局職員の体制見直し等による職員数の削減の差し引きである。

最後に，基本方針４のうち「組織の改革」について記載された部分について，ページの下部に「子育て・教育環境日本一を実現する体制の構築」が新たに記載されている。これは，門川市長の選挙公約や，２月市会における審議等も踏まえ，「子どもはぐくみ局」の創設や，本市独自の実態調査の実施等に取り組む「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」の設置などに関する内容が盛り込まれたものである。

説明は以上である。

（委員からの主な意見）

【秋道委員】 未来スタディ・サポート教室の全校実施を目指すと説明があったが，平成３２年度の全校実施を目指すとすれば，今後，年間何校ずつ拡大する予定か。

【事 務 局】 平成 27 年度 31 校で実施しており，平成 28 年度は 40 校程度で実施できる予算を確保しているところ。今後出来るだけ早期に全校実施を目指してまいりたい。

【秋道委員】 SC・SSW について，具体的に，どのように配置を拡充していくのか。

【事 務 局】 SC については，既に全校への配置が完了しているが，1 校あたり週 4 時間配置の学校が多いため，倍増を目指していきたい。SSW については，全ての中学校区に 1 人配置し，校区内の小学校を管轄することを想定している。拡充計画は国の補助の状況にもよるが，平成 32 年度には目標が達成できるよう取り組む。

【星川委員】 子どもはぐくみ局（仮称）の設置について，現在教育委員会が所管している事務も移管する可能性があるのか。

【事 務 局】 子どもはぐくみ局（仮称）の所掌事務については，今後，子育て支援政策監を中心に検討が進むこととなるが，教育委員会からはこどもみらい館や生涯学習部，その他幼稚園関係の所掌事務などが関わりが深いと考えている。

【鈴木委員】 事業を進め，その成果を広く発信するために，指標の設定は非常に重要。今回の各事業の指標設定にあたり工夫した点があれば伺いたい。

【事 務 局】 教育の成果は数字で表しにくい面が多々あるが，例えば全国学力・学習状況調査の調査結果を指標に取り入れるなど，可能な限り客観的に測定が可能な指標となるよう努めた。

【鈴木委員】 計画期間中の指標の見直しはするのか。

【事 務 局】 原則として，計画期間中の指標の見直しはしない。

【鈴木委員】 「子どもを共に育む戦略」に重点プロジェクトとして掲げられた「障害のあるひととないひとが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念に基づくひとりひとりのニーズに応じた教育の推進」は今後ますます重要になってくる視点であるが，この事業ではどのような指標を設定しているか。

【事 務 局】 当該事業では「京都市就学支援委員会による審議件数」を指標としており，平成 26 年度 1,941 件であったところ，平成 32 年度に 2,200 件とすることを目標としている。その他，交流学習の実施件数や医療的ケアの対応件数なども候補として考えたが，数値が多ければ多いほど望ましいということでもなく，指標とすることを避けた。

【髙乗委員】 一般的に，指標には，成果を測る指標と，取組の進捗状況を測る指標がある。例えば交流学習の実施件数や医療的ケアの対応件数などについては，取組の進捗状況を測る指標として，是非把握をし，取組状況を発信していってほしい。

【事 務 局】 毎年度，取組のまとめ・振り返りをする中で，御指摘の点も踏まえていきたい。

報第 1 号　京都市立学校給食調理員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明）

○　有澤　教職員人事課長

給食調理員の規則改定については，平成２８年度実施の給与改定に関する内容である。

３月２５日に平成２８年度の給与改定に係る条例案が可決されたことを受けて，規則で定めている給食調理員の給与改定に関する規定を整備するものである。

内容としては「給与制度の総合的見直し」の実施に伴う給料表の改定，及び地方公務員法が改正されたことに伴う級別基準職務表の制定を行うもので，すでに教職員や管理用務員の条例改正案をお諮りさせていただいた際に御説明をさせていただいたものと同様である。

給食調理員の給与は，本市の他の常勤職員や管理用務員に準じて平均２％，最大４％引き下げる改定であるが，平成３１年３月３１日までの３年間は，いわゆる現給保障が実施され，平成２８年３月３１日時点の給料月額が給料として支給されることになるため，直ちに給与水準が下がるということはない。

級別基準職務表の制定については，「職務給の原則」を徹底させるという趣旨で，平成２８年４月１日施行の改正地方公務員法において，地方公共団体は給与条例で「等級別基準職務表」を定めることとされた。本市の他の常勤職員及び管理用務員に準じて，給料表と同じ規則レベルで級別基準職務表を定めることとした。

（委員からの主な意見）

・特になし。

報第２号　京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明）

○　有澤　教職員人事課長

本案件も３月２５日に平成２８年度の給与改定に係る条例案が可決されたことを受けて，規則で定めている教職員の給与改定に関する規定を整備するものである。

本規則改正については，平成２８年４月１日適用の給料表において設けられた，新たな号給に対応する教員特別手当を設定するものである。京都府において主幹教諭・指導教諭に該当する特２級において，給料表の号給が新設されたことをうけて，本市においても府に準じた規定整備を行なったところである。

教員特別手当は，教育公務員の給与を一般公務員の給与よりも優遇することを定めた，いわゆる「人材確保法」に基づき，昭和５０年に創設された手当で，現在，平均

で本給の 1.5%程度の額を教員に対して一律に支給している。

今回の改正については，新設された号給に対応するためのものであり，月額については，現在の水準から特に変わるものではない。

（委員からの主な意見）

【星川委員】教員特別手当の支給水準は最近変わったか。過去はもう少し高かった気がするが。

【事 務 局】平成２１年１月以降，段階的に引下げが行われてきた。それまで給料の約３．８％相当だったものが，徐々に引き下げられ，平成２３年１月から現在の水準となっている。

（４）その他

〇教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告

・3 月 29 日　日吉ケ丘高等学校英語村の開村式について

・4 月　1 日　教育委員会事務局職員辞令式

新規採用職員辞令式

・4 月　5 日　東山総合支援学校開校式について

〇事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

１２時００分，教育長が閉会を宣告。

署　名　　教育長